

(別表1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

I 現状

(1) 地域の災害リスク

長野原町は、群馬県の西北部に位置し、東は東吾妻町・高崎市、西は嬭恋村、北は草津町・中之条町、南は長野県軽井沢町に接している。

町域は、東西12キロメートル、南北18キロメートル、総面積は133.85平方キロメートルで、町土の80%近くが山林原野等であり、南北の高低差が約1,000mもあることから多彩な自然に溢れている。また、長野県と群馬県の県境には浅間山(標高2,568m)があり、豊富な自然環境を有しているが、依然として浅間山は活火山であり、噴火が起これば様々な種類の災害を発生させる可能性がある。

(土砂災害への警戒)

浅間高原の裾野に位置する北軽井沢と応桑地区以外の地域では、多くの事業所や店舗が地滑りや急傾斜地などの土砂災害が発生する恐れがある土砂災害警戒区域の指定箇所位置している。

(洪水・浸水災害への警戒)

令和元年の台風第19号の大雨の影響により、町内を東西に流れる吾妻川が増水し、湛水試験が開始された八ツ場ダムが一夜にして満水となり、ダム湖周辺の地滑りの危険があった。また、過去には町内各所でがけ崩れが発生するなど、国道・県道を中心として交通網に甚大な被害が発生している。

(火山災害)

天命3年の大噴火では、隣接する嬭恋村鎌原部落を始め、当町吾妻川流域に甚大な被害が発生した。天命3年以降も中小規模の噴火は続いており、降灰や噴石、空振、ときには小規模な火砕流などの現象が発生している。小～中規模の噴火は、今後も起こりやすいと予想される。噴火した場合、火口から4km以内では、大きな噴石が飛んでくるなど、様々な種類の災害を発生させる可能性がある。

(感染症)

新型インフルエンザは、10年から40年の周期で出現し、世界的に大きな流行を繰り返している。また、新型コロナウイルス感染症のように国民の大部分が免疫を獲得していない感染症が発生した場合には、全国的かつ急速な蔓延により、当町においても多くの町民の生命及び健康に重大な影響を与える恐れがある。

(2) 商工業者の状況

・商工業者数 385人

・小規模事業者数 304人

「平成28年経済センサス-活動調査」参照

業種		商工業者数	小規模事業者数	備考(事業所の立地状況等)
商工業者	建設業・建築業	89	88	町内に広く分布している
	製造業	11	6	町内に広く分布している
	小売・卸売業	77	58	国道沿いと中心市街に集中している
	サービス業	146	121	国道沿いと町内に広く分布している
	その他	62	31	町内に広く分布している

(3) これまでの取組

1) 当町の取組

- ・防災計画の策定、防災無線の設置
- ・防災備品の備蓄

2) 当会の取組

- ・当会事業継続計画（BCP）の策定
- ・会員被災状況の収集
- ・事業者事業継続計画（BCP）に関する周知活動
- ・ぐんま共済と連携した損害保険への加入促進

II 課題

現状では、緊急時の取組について漠然的な記載にとどまり、協力体制について具体的な体制マニュアルが整備されていない。加えて、平時並びに緊急時の対応を推進する専門的な資質を有する人材が十分にいない。

また、保険や共済に対する助言を行える専門的な知識を有する職員が十分にいない。

更には、多くの事業所や商店が地すべりや急傾斜地などの土砂災害が発生する恐れのある土砂災害警戒区域に指定される箇所に位置しているにも関わらず、過去の経緯から災害発生に関する危機感が低いといった課題が浮き彫りになっている。

III 目標

- ・地域内小規模事業者に対し災害リスクを認識させ、事前対策の必要性を周知する。
- ・災害時における連絡体制を円滑に行うため、当会と当町との間において被害状況報告ルールを構築する。
- ・発災後速やかな復興支援策が行えるよう、組織内における体制、関係機関との連携体制を平時から構築する。
- ・事業者に対し、巡回や窓口指導時に自然災害等のリスクに対応した共済や保険制度の加入確認を行い、未加入の共済・保険制度に係る説明や契約並びに保険相談会等について保険会社と連携し実施する。なお、対象とする共済や保険制度は以下のとおりとする。

【火災共済・火災保険、業務災害保険、ビジネス総合保険、経営者休業補償、福祉共済、商工貯蓄共済、その他】

※ 上記内容に変更が生じた場合は、速やかに群馬県へ報告する。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

(1) 事業継続力強化支援事業の実施期間（令和5年4月1日～令和10年3月31日）

(2) 事業継続力強化支援事業の内容

- ・ 当会と当町の役割分担、体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。

< 1. 事前の対策 >

- ・ 多発する自然災害や事故・病気など、日々の様々な経営リスクから企業を守り事業継続を支援するために、当会と当町において本計画を把握並びに整理し、発災時に混乱なく応急対策等に取り組めるようにする。

1) 小規模事業者に対する災害リスクの周知

- ・ 巡回経営指導時に、長野原町地域防災計画や長野原町総合防災ハザードマップ、群馬県水害リスク想定マップ等を用いながら、事業所立地場所の自然災害等のリスク及びその影響を軽減するための取組や対策（事業休業への備え、水災補償等の損害保険・共済加入等）について説明する。
- ・ 会報や町広報、ホームページ、メールマガジン等において、国・県の施策の紹介や、リスク対策の必要性、損害保険の概要、事業者BCPに積極的に取り組む小規模事業者の紹介等を行う。
- ・ 小規模事業者に対し、事業者BCP（即時に取組可能な簡易的なもの含む）の策定による実効性のある取組の推進や、効果的な訓練等について指導及び助言を行う。
- ・ 事業継続の取組に関する専門家を招き、小規模事業者に対する普及啓発セミナーや行政の施策の紹介、損害保険の紹介等を実施する。
- ・ 新型コロナウイルス感染症は、いつでも、どこでも発生する可能性があり、感染の状況も日々変化するため、事業者には常に最新の正しい情報を入手し、デマに惑わされることなく、冷静に対応することを周知する。
- ・ 新型コロナウイルス感染症に関しては業種別ガイドラインに基づき、感染拡大防止策等について事業者への周知を行うとともに、今後の感染症対策に繋がる支援を実施する。

2) 商工会事業継続計画の作成

- ・ 当会は、平成30年、「事業継続計画」を策定（別添）。

3) 関係団体等との連携

- ・ 本会と協力体制にある損害保険会社に専門家の派遣を依頼し、会員事業者以外も対象とした普及啓発セミナーや損害保険の紹介等を実施する。
- ・ 感染症に関しては、収束時期が予測しづらいこともあり、リスクファイナンス対策として各種保険（生命保険や障害保険、感染症特約付き休業補償など）の紹介等も実施する。
- ・ 関係機関への普及啓発ポスター掲示依頼、セミナー等の共催。

4) フォローアップ

- ・ 小規模事業者の事業者BCP等取組状況の確認
- ・ (仮称) 長野原町事業継続力強化支援協議会（構成員：長野原町商工会、長野原町等）を開催し、状況確認や改善点等について協議する。

5) 当該計画に係る訓練の実施

- ・自然災害（令和元年台風19号・平成23年東北地方太平洋沖地震等と同規模）が発生したと仮定し、当町との連絡ルートの確認等を行う（訓練は必要に応じて実施する）。

<2. 発災後の対策>

- ・自然災害等による発災時には、人命救助が第一であることは言うまでもない。そのうえで、下記の手順で地区内の被害状況を把握し、関係機関へ連絡する。

1) 応急対策の実施可否の確認

- ・発災後1時間以内に職員の安否報告を行う。
（SNS等を利用した安否確認や業務従事の可否、大まかな被害状況（家屋被害や道路状況等）等を当会と当町で共有する。）
- ・国内感染者発生後には、職員の体調確認を行うとともに、事業所の消毒、職員の手洗い、うがい等の徹底を行う。発生後1時間以内に職員の安否報告を行う。
- ・感染症の流行や、新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条に基づき、政府による「緊急事態宣言」が出た場合は、長野原町新型インフルエンザ等対策本部設置に基づく当会による感染症対策を行う。

2) 応急対策の方針決定

- ・当会と当町との間で、被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決める。
- ・職員自身の目視で命の危険を感じる降雨状況の場合は、出勤をせず、職員自身がまず安全確保をし、警報解除後に出勤する。
- ・職員全員が被災する等により応急対策ができない場合の役割分担を決める。
- ・大まかな被害状況を確認し、速やかに情報共有する。

（被害規模の目安は以下を想定）

大規模な被害がある	<ul style="list-style-type: none">・地区内10%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。・地区内1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。・被害が見込まれる地域において連絡が取れない、もしくは、交通網が遮断されており、確認ができない。
被害がある	<ul style="list-style-type: none">・地区内1%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。・地区内0.1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。
ほぼ被害はない	<ul style="list-style-type: none">・目立った被害の情報がない。

※連絡が取れない区域については、大規模な被害が生じているものとする。

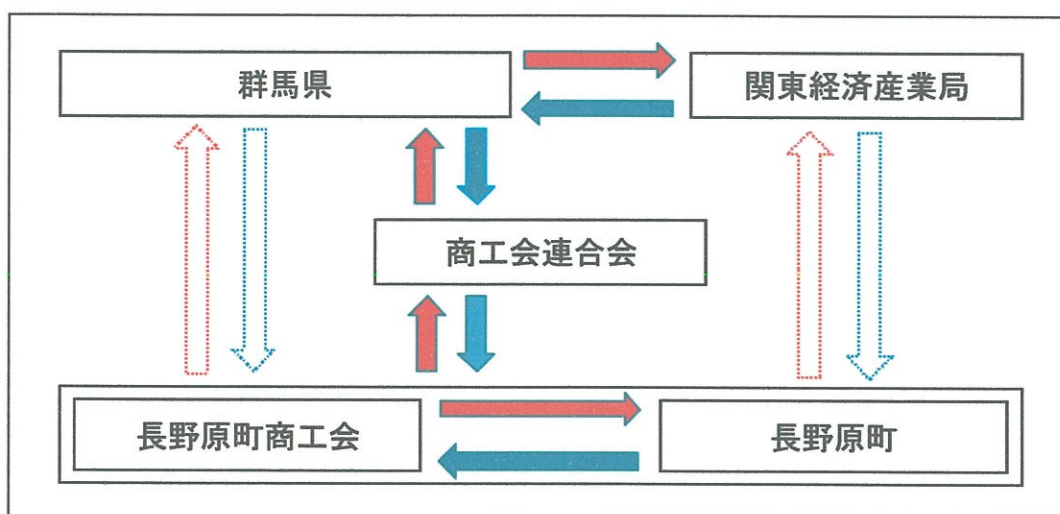
- ・本計画により、当会と当町は以下の間隔で被害情報等を共有する。

発生直後～	速やかに情報を共有する。
災害後～1週間	1日に1回以上共有する。
2週間～1ヶ月	1週間に1回以上共有する。
1ヶ月以降	適時、共有する。

< 3. 発災時における指示命令系統・連絡体制 >

- ・自然災害等発生時に、地区内の商工業者等の被害情報の迅速な報告及び指揮命令を円滑に行なうことができる仕組みを構築する。
- ・二次被害を防止するため、長野原町の指示に従って被災地域での活動を行うことについて事前に決めておく。
- ・当会は長野原町と情報を共有した上で、当会もしくは長野原町が、商工会連合会へ報告し、商工会連合会が群馬県に報告する。但し、状況によっては当会または長野原町から直接、群馬県へ報告する。

(連絡ルート)



< 4. 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援 >

- ・相談窓口の開設方法について、長野原町と相談する。(当会は、国の以来を受けた場合は、特別相談窓口を設置する。)
- ・安全性が確認された場所において、窓口相談を行なう。
- ・地区内小規模事業者の被害状況の詳細を確認する。
- ・応急時に有効な被災事業者施設(国や都道府県、市町村等の施設)について、地区内小規模事業者へ周知する。

< 5. 地区内小規模事業者に対する復興支援 >

- ・国、群馬県の方針に従って、復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対して支援を行なう。
- ・被災事業者に、各種支援制度、保険金請求、税の免税申請、融資などの手続きを受ける場合に必要な「罹災証明書」について周知し、取得を促す。
- ・被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を群馬県等に相談する。

※その他

- ・上記内容に変更が生じた場合には、速やかに群馬県へ報告する。

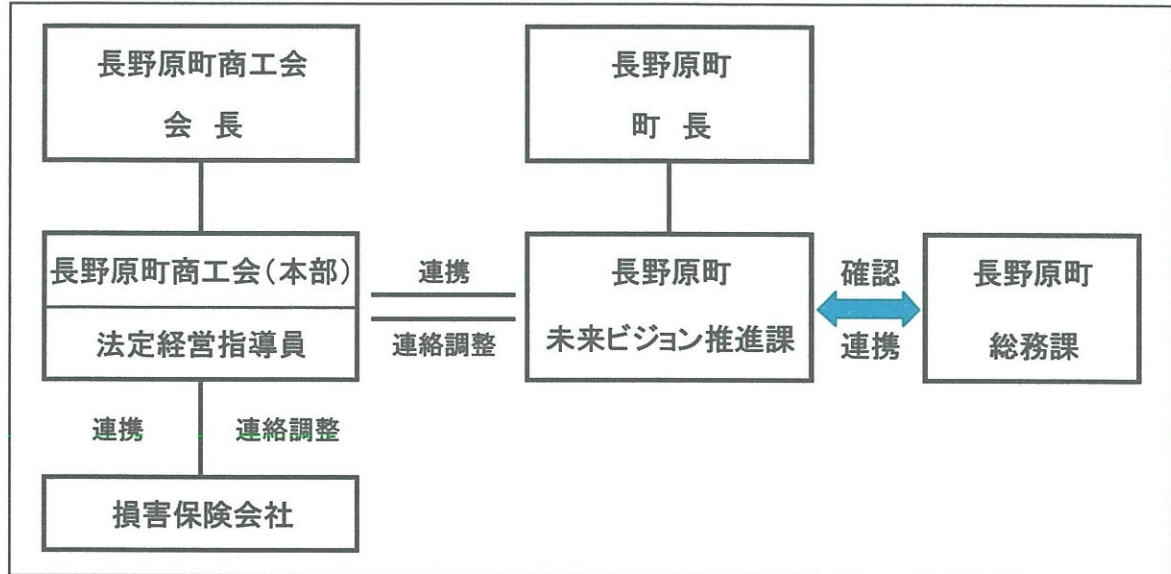
(別表 2)

事業継続力強化支援事業の実施体制

事業継続力強化支援事業の実施体制

(令和 4 年 1 月現在)

(1) 実施体制



(2) 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第 5 条第 5 項に規定する経営指導員による情報の提供及び助言に係る実施体制

①当該経営指導員の氏名、連絡先

経営指導員 小林 弘 (連絡先は後述 (3) ①参照)

②当該経営指導員による情報の提供及び助言 (手段、頻度 等)

※以下に関する必要な情報の提供及び助言等を行う

- ・本計画の具体的な取組の企画や実行
- ・計画に基づく進捗確認、見直し等フォローアップ (1年に1回以上)

(3) 商工会／関係市町村連絡先

①商工会 長野原町商工会

〒377-1304 群馬県吾妻郡長野原町大字長野原 37 番地 2

TEL 0279-82-2208 FAX 0279-82-2782 E-mail:nagasho@xp.wind.jp

②関係市町村

長野原町役場 未来ビジョン推進課

〒377-1392 群馬県吾妻郡長野原町大字長野原 1340 番地 1

TEL 0279-82-3013 FAX 0279-82-3115

E-mail : kankou@town.naganohara.gunma.jp (観光商工係)

(4) 被害情報等報告先

群馬県産業経済部産業政策課

〒371-8570 群馬県前橋市大手町1-1-1

TEL 027-226-3320 / FAX027-223-5470

E-mail sangyo@pref.gunma.lg.jp

報告にあたっては、収集情報の取りまとめ等が容易なメールを第一に利用する。

※その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに群馬県へ報告する。

(別表3) 事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度
必要な資金の額	190	190	190	140	140
・ 専門家派遣費	50	50	50	50	50
・ 協議会運営費	10	10	10	10	10
・ セミナー開催費	50	50	50	50	50
・ パンプ、チラシ作製費	30	30	30	30	30
・ 備品購入費	50	50	50		

調達方法

会費収入、長野原町補助金、 県補助金 、事業収入 等